

# 赤磐市内の事故発生状況

期 間 \ 区 分	総件数	人身件数	死亡者数	物損件数
令和6年11月中	73	9	1	64
前年比 増減	-13	2	0	-15
令和6年1月～令和6年11月末	790	67	2	723
前年比 増減	-96	-9	0	-87

## 自転車の罰則強化！！ ながら運転／酒気帯び運転

**ながら運転**・・・自転車運転中（停止している間を除いて）スマートフォンなどを手で保持して通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され罰則が強化されました。

- 自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く）
- 自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること
- ※どちらも自転車が停止しているときを除く

**酒気帯び運転**・・・飲酒して自転車を運転することは禁止です。また、これまでは酩酊状態で運転する“酒酔い運転”のみが処罰対象でしたが、道路交通法の改正により“酒気帯び運転”のほか酒類の提供や同乗、自転車の提供に対しても罰則の対象となりました。

- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供することを禁止
- 自転車の運転者が酒気帯びていることを知りながら自転車で送るよう依頼して同乗すること
- 自転車を提供すること（酒気帯び運転のほう助）禁止

これからの季節、忘年会などでお酒を飲む方が多いと思います。お酒を飲む人はもちろん、一緒に飲む人・提供する人も、アルコールを**飲んだら乗らない・飲むなら乗らない**を徹底するようにしてください。



あかいわecoいいものまるしえでは、飲酒状態疑似体験ゴーグルを使用し、来場者に酒気帯び歩行体験をしていただき、飲酒状態の危険性について啓発を行いました。

2024年も早いものであと少し。。。。

6日は忘年会！  
今回は近くのお店だから、  
自転車で行こうかな～



2024年11月1日から自転車でも飲酒運転の罰則が強化されました。飲酒をしたら、自転車も車も絶対に運転をしてはいけません！

